

社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議職員の職の設置に関する規程

例規番号 〇三〇二

平成 29 年 3 月 28 日制定

改正

令和 4 年 3 月 18 日

令和 6 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、本会就業規則第 2 条に規定する全ての職員をいう。

(職員の職)

第 3 条 職員の職及びその職務内容は、次の表のとおりとする。

職 名	職 務 内 容
事務局長	会長の命を受け、所掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
施設長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け、係員を指導し、係の事務をつかさどる。
主任	上司の命を受け、係長を補佐し、事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主事補、事務員	上司の命を受け、事務に従事する。
介護支援専門員 介護員 看護員 生活相談員 機能訓練指導員 管理栄養士、栄養士 宿直員 社会福祉士	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 介護員は、介護業務に従事する者で、介護福祉士、介護職員初任者研修（ヘルパー 2 級）の資格を有する者を含む。

3 看護員は、看護師又は准看護師の資格を有し、看護業務に従事する者をいう。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。